

総務大臣配分資産に係る固定資産税の課税標準となるべき
価格等の決定及び修正について(令和 7 年 5 月修正分)

資料 1－2

総務大臣配分資産に係る固定資産税の課税標準となるべき 価格等の決定及び修正について(令和7年5月修正分)

○年度別集計（当初申告と修正申告の差額）

（単位：百万円）

年 度	価格等の決定(追加)		価格の修正		計		税額見込額
	決定価格	課税標準額	決定価格	課税標準額	決定価格	課税標準額	
R3	0	0	0	0	0	0	0
R4	0	0	0	0	0	0	0
R5	0	0	0	0	0	0	0
R6	0	0	186	207	186	207	3
R7	92,878	50,826	9,329	5,235	102,207	56,061	785
計	92,878	50,826	9,516	5,442	102,394	56,268	788

※ 表示単位未満四捨五入により計が一致しない場合がある。